4　受験申込受理後の試験地等の変更の禁止
⑴　総合職院卒試験及び総合職大卒試験の法律・経済区分　受験申込みが受理された後は、申込みをした試験の種類及び区分、受験の特例希望の有無並びに試験地の変更は認めない。
⑵　総合職院卒試験及び総合職大卒試験の人間科学区分　受験申込みが受理された後は、申込みをした試験の種類及び区分、選択分野並びに試験地の変更は、認めない。

第９　その他
１　受験申込手続その他受験についての問い合わせは受験申込先に行うこと。ただし、裁判所職員採用試験オンライン申込システムによる申込みに関する問い合わせは、最高裁判所事務総局人事局任用課試験第二係（03―3264―8111（内線3322））に行うこと。
２　試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。

平成 26 年度裁判所職員採用一般職試験（大卒程度試験）公告

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第47条の規定に基づき、平成26年度裁判所職員採用一般職試験（大卒程度試験）について、次のとおり告知する。

平成 26 年４月１日　　最高裁判所

第１　試験の名称
平成26年度裁判所職員採用一般職試験（大卒程度試験）（以下、「一般職大卒試験」という。）

第２　対象官職
裁判所事務官の官職（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則（平成21年最高裁判所規則第６号。以下「規則」という。）に規定する標準的な官職が裁判所事務官である職制上の段階に属する官職をいう。）のうち、主として事務処理等の定型的な業務に従事することを職務とする官職

第３　給与
この試験に合格して採用された場合には、原則として、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律第６条に規定する行政職俸給表㈠の１級25号俸の俸給が支給される。このほか、一般職の職員の給与に関する法律等の定めるところにより、諸手当が支給される。

第４　受験資格
１　次に掲げる者
⑴　昭和59年４月２日から平成５年４月１日までに生まれた者
⑵　平成５年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの
ア　大学を卒業した者及び平成27年３月31日までに大学を卒業する見込みがある者
イ　最高裁判所がアに掲げる者と同等の資格を有すると認める者
ウ　学校教育法に基づく短期大学（以下「短期大学」という。）又は同法に基づく高等専門学校（以下「高等専門学校」という。）を卒業した者及び平成27年３月31日までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みがある者
エ　最高裁判所がウに掲げる者と同等の資格を有すると認める者
２　欠格事由
１の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。
⑴　日本の国籍を有しない者
⑵　国家公務員法第38条に該当する者

第５　試験の種目並びに出題分野及び内容等
１　第１次試験
基礎能力試験及び専門試験とする。
⑴　対象者　受験申込者全員
⑵　方法
ア　基礎能力試験　知能及び一般的知識について、多肢選択式による筆記試験を行う。
イ　専門試験　専門的知識等について、多肢選択式により、次の科目の筆記試験を行う。
㋐　憲法
㋑　民法
㋒　次に掲げる科目のうち、受験者が選択する１科目
ａ　刑法
ｂ　経済理論
⑶　試験期日　平成26年６月１日（日）
⑷　試験地　試験地は、次の表の「受験者の区分」に掲げる受験者に応じ、「試験地」に定める地とする。

受験者の区分	試　験　地
東京高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	東京都　横浜市　さいたま市　千葉市　静岡市　新潟市
大阪高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	大阪市　京都市　神戸市
名古屋高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	名古屋市　金沢市
広島高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	広島市　山口市　岡山市　松江市
福岡高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	福岡市　熊本市　鹿児島市　那覇市
仙台高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	仙台市　福島市　盛岡市
札幌高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	札幌市　釧路市
高松高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	高松市　松山市

⑸　第１次試験合格者発表　平成26年６月17日（火）に、第１次試験を受験した地にある地方裁判所に試験地及び受験番号を掲示して発表する。
なお、合格者には書面で通知する。

２　第２次試験
論文試験、専門試験及び人物試験とする。
⑴　対象者　第１次試験の合格者。ただし、⑵のア及びイの筆記試験については、第１次試験の有効受験者に対して行う。
⑵　方法
ア　論文試験　文章による表現力及び課題に対する理解力について、記述式による筆記試験を行う。
イ　専門試験　専門的知識等について、記述式により、憲法の筆記試験を行う。
ウ　人物試験　人柄、資質、能力等について、個別面接による試験を行う。
⑶　試験期日
ア　論文試験及び専門試験　平成26年６月１日（日）
イ　人物試験　平成26年６月25日（水）から同年７月22日（火）までの間で、第１次試験合格者に送付する人物試験受験票により指定する日
⑷　試験地　第１次試験の試験地に同じ。
なお、受験者は、第１次試験を受験した試験地と同一の試験地で受験する。

３　最終合格者発表の期日
平成26年８月14日（木）に、第１次試験を受験した地にある地方裁判所に試験地及び受験番号を掲示して発表する。
なお、合格者には書面で通知する。

第６　採用候補者名簿の作成方法及び採用方法
採用候補者名簿は、高等裁判所の管轄区域ごとに作成し、最終合格者を高点順に記載する。
採用は、採用候補者名簿の中から行う。

第７　受験申込手続
１　裁判所職員採用試験オンライン申込システムを利用する方法による申込みの場合
⑴　受験の申込み　受験希望者は、裁判所職員採用試験オンライン申込システムの申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込専用アドレス［http://www-shiken.courts.go.jp/］）
⑵　申込受付期間　平成26年４月２日（水）午前10時00分から同月14日（月）まで
なお、申込みは、平成26年４月14日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。
２　申込書を郵送する方法による申込みの場合
⑴　受験申込書の交付　受験申込書は、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所で交付する。なお、郵便により受験申込書を請求する場合には、封筒の表に「一般職試験（大卒程度試験）受験案内請求」と朱書し、あて先及び郵便番号を明記して140円切手を貼付した返信用封筒（角形２号）を同封する。